

児童福祉法の改正に伴う岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正（案）について

1 概要

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）」により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正されたことに伴い、新たに創設されたサービスである居宅訪問型児童発達支援について、厚生労働省令（「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」。以下「省令」という。）をもとに、人員、設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を改正するものです。

【居宅訪問型児童発達支援とは】

児童福祉法に基づき、障害児の支援を行う次のサービスを指します。

種別	性格
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障害児に対し、居宅を訪問して、日常生活における基本的動作及び知識技能の習得や生活能力の向上を図ることができるよう支援を行う。

2 条例で定める基準の概要

（1）県独自の基準を設けるもの

①「運営規程」について、「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」を追加

	省令の内容	県の基準（案）
運営規程	<p>第71条の13 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種</p>	<p>第72条の10 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種</p>

	類及びその額 五 通常の事業の実施地域 六 サービスの利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 その他運営に関する重要事項	類及びその額 五 通常の事業の実施地域 六 サービスの利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 <u>苦情に対応するために講ずる措置に関する事項</u> 十 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
--	---	---

【理由】

○運営規程は、サービス利用時の条件や留意事項等を、当該事業所を利用しようとする方々等に対して予め示すものですが、「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」は、事業所の選択時には、利用希望者にとって欠くことのできない重要な情報の一つです。このため県では、他の既存サービスと同様に、新サービスにおいても県独自の基準として、運営規程で定める重要事項に位置付け、障害福祉サービスの運営規程の整備を図ることとします。

②「掲示」について、ホームページ等での事業所情報の公表を努力義務化

	省令の内容	県の基準（案）
掲示（児童発達支援） ※居宅訪問型児童発達支援において準用	第43条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 <u>2 指定児童発達支援事業者は、前項の重要事項について、指定児童発達支援事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。</u>

【理由】

○サービスの選択に資する重要事項の情報提供については、単に事業所内での掲示にとどまらず、ホームページに掲載するなどの取り組みを各事業所に求めることで、各事業所でのサービスの質の向上も一層進むと考えられます。このため県で

は、既存のサービスと同様に、県独自の基準として、インターネット等により幅広く事業所の情報を公表することを各事業所の努力義務として規定し、事業所情報の情報提供の強化やサービスの質の向上の促進を図ることとします。

(2) 国の基準どおりに定めるもの

○上記以外の基準については現在の内容で特に課題はないため、県独自の内容は設けず、国の基準のとおり条例を改正することとします。

【国の基準どおりに定める主な項目と内容】

主な項目		主な内容
居宅訪問型児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の員数 (従うべき基準) 省令第71条の8 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 ・訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児の訓練等を行う業務に3年以上従事した者でなければならない。 ・児童発達支援管理責任者 1人以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・設備及び備品等 (参酌すべき基準) 省令第71条の10 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理等 (参酌すべき基準) 省令第41条 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。 ・感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束の禁止 (従うべき基準) 省令第44条 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為を行ってはならない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決 (参酌すべき基準) 省令第50条 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応 (従うべき基準) 省令第52条 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ・事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。 ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【従うべき基準】

条例で定める際に、必ず適合しなければならない基準。異なる内容を定めることはできないが、基準に従う範囲内であれば地域の実情に応じた内容を定めることが許される。

【参酌すべき基準】

条例で定める際に、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許される基準。

○上記の表は、項目、内容を抜粋して作成しています。

3 施行日

平成30年4月1日施行予定